

ではない。柳田氏の早い頃の學問的關心には、農村や都市の歴史の如き、所謂社會經濟史的部門を多く含んでゐたが、此著は柳田氏のかゝる學問的側面を結實させたものと云ふべきである。我々は此著のあちこちに、「時代と農政の著者と同じ眼の覗いてゐるのを見るのであるが、此事こそ最もよく著者の學問的風貌を示すものであらう。

かゝる意味に於いて此著は亦民俗學と文獻史學の交錯點にあるとも云ふべきである。しかも民俗學は、たとへば、人文地理學がその歴史的方法に於いて此書に負ふものと同じものを之に負うてゐると云へるであらう。(菊判四八〇頁、圖版數葉挿入、昭和十三年十月、東京河出書房發行、定價四・五〇) (高谷重夫)

高野山領莊園の研究

江頭恒治著

日本經濟史研究所が、日本近世經濟史の領域に於て幾多の業績を生んだことは、今更云ふを俟たないが、著者はその間にあつて只管中世經濟史の根本的課題たる莊園の研究に従事され、既にその成果を逐次「經濟史研究」誌上に發表されてゐたが、今回それ等をまとめて研究叢書第十冊として公にされたのが、本書である。

本書の内容は、前編、中編、後編の三編に分れてゐる。前編は「高野山領莊園の概観」として、高野山領の消長を平安時代初期より徳川時代初期に至る間に互つて略述し、中編は、「高野山領莊園の縦斷的研究」として、阿豆川莊、神野眞國莊、志富田莊、太田

莊に關して、主として鎌倉時代に於けるこれ等諸莊の傳領關係、支配關係、或は莊民の生活を詳論し、後編は、「高野山領莊園の横斷的研究」として、高野山領の諸莊園に於て見られる殿原、免家、下人、公方役に關し、興味ある問題を提起してをられる。

各編を通じて考證の正確なことは、本書の一特色として擧げ得るもので、前編、中編共に莊園に關心を有するものの一讀して多くの示唆を受けるものであるが、就中後編に於て觸られた問題は莊園研究上重要な問題と考へられるから、少しその内容を詳細に紹介して見ようと思ふ。

「殿原考」に於ては、高野山領及びその他の諸領に於て、普通の百姓より一段上の階層を形成し、武士的性格を有すると考へられる殿原の存在を考證し、且つ殿原の特權として、免家役の免除されたこと、夫役を貨幣で代納したことを擧げてをられる。殊に興味を惹くのは、夫役を貨幣で代納する形式で、殿原は夫錢を領家に直接納めずして、一旦百姓中に納め、百姓中は夫錢を殿原より受取つて現夫を進上することである。この事實は、東大寺領播磨國大部庄の年貢が代錢を以て進上されたが、奈良に於て再び現米と交換された後に東大寺へ納められた事實(京大編古文書纂一上所收、正安元年六月二十五日、貞支起請文)と合せ考へる時、貨幣經濟が莊園に浸透して行く過程に於て種々の歪曲された姿を取ること物語るもので、單に夫錢或は代錢の語のみを以て、貨幣經濟の進展従つて封建的隸屬關係の解消を過大に評價することの危険なることを示すものである。

「冤家考」に於ては、莊官或は山上・山下の供僧等に隸屬し、普通の百姓よりは一段下の階層を形成したと考へられる冤家を取上げ、その冤家の義務としては冤家領有者の名田の耕作及び身邊雜事の勤仕を擧げ、かゝる力役を課せられた點から、冤家が農奴的色彩を有してゐたことを指摘されてゐる。近時わが國の莊園内部に於ける佃の研究が進展し、佃と西歐の *tenement* 或は *Frühhof* との類似が注意され、わが國の莊園制度の下にあつても、西歐と同じく勞働地代の存したことが明にされて來た。今こゝに著者によつて冤家の義務として提供された資料は、地頭や莊官の給田・給名も亦、佃と同一方法によつて經營されたことを示すもので、わが國に於ける勞働地代の形態の普及を考へる上に於て、重大な意義を有するものと思はれる。そして若しわが國中世の農民の性質が、勞働地代の有無と密接な關係を持つものとすれば、この事實は更に重大な意義を有するとされねばならないであらう。その他、奴隸的存在としての下人、守護がその分國に課した公方役なども精細な研究ではあるが、こゝには觸れない。

以上後編に於て提起された種々の問題の解明は、中世農村の内部に於ける諸對立を明かにし、中世農民の眞の姿を確めるに資する所少くないと考へる所以である。

現今莊園研究の興隆して來た時に當り、極めて良心的な本書の如き良著を得たことは、學界の爲め慶賀すべきことであり、本書を基礎にして更に莊園研究の進展するであらうことを信ずるものである。袖卷末に詳細な索引を付してあることは、本書を利用

するものに多大の便宜を與へるものなることを附記しておく。(菊版四五二頁、有斐閣發行、價四圓五拾錢)(田井啓吾)

田中訥言

山田 秋 衛 著

松岡映丘畫伯門下の大和繪畫家にして且研究家であり、更に出身地たる名古屋地方の郷土史に關する攻擧に努めつゝある著者が、寛政文化の頃大和繪復古の大業を成した尾張出身の畫家田中訥言の傳記の執筆者として適任なる事はいふまでもないところであるが、本書はこの意味での期待を裏切らぬ出來榮を見せてゐる。

書中第二章「訥言の經歷」に於ては訥言の出生地、志畫の年齢、名字と號、第十一章「訥言の風手及終焉」に於て、歿年、住居と晩年、失明と終焉等に關して述べられてゐるが、元來訥言はその作品の現存するものは名古屋京都を中心として相當豊富であるに反して自身の傳歴を傳ふべき文獻は極めて僅少であり、彼自ら作畫以外私事を傳へぬ主義であつたとの説話も所依なきにはあらぬを思はしむる現狀であるため、著者の努力にも拘らずその考證は概して推論の程度に止つてゐる。しかしこゝになされた文獻資料並に説話の蒐集及び取扱ひは綿密穩當であり、積極的な反對資料の提出されぬ限り、右の諸點に關する本書の所説は認められねばならぬであらう。

著者自ら本書に於て期する所は所謂傳記的記述であるよりは寧ろ「訥言の及藝術を叙して多少にても故翁の畫壇に於ける功績